省令

○文部科学省令第三号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、高等専門学校設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月二十八日

文部科学大臣　林　芳正

高等専門学校設置基準の一部を改正する省令

高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（助手の資格） **第十四条**　［略］ 一　学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者 二　短期大学士の学位若しくは学位規則第五条の五に規定する短期大学士（専門職）の学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）又は準学士の称号（外国におけるこれに相当する称号を含む。）を有する者 三　前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者	（助手の資格） **第十四条**　［略］ 一　学士若しくは短期大学士の学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）又は準学士の称号（外国におけるこれに相当する称号を含む。）を有する者 ［号を加える。］ 二　前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○経済産業省令第四号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等に関する省令（平成十六年経済産業省令第十四号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等に関する省令の一部を改正する省令

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等に関する省令（平成十六年経済産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（立入検査等に従事する職員の条件） 第一条　［略］ 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は高等専門学校において、医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学、応用化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（これらの課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）。 二　［略］	（立入検査等に従事する職員の条件） 第一条　［略］ 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は高等専門学校において、医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学、応用化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。 二　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行の日から施行する。